

国立大学法人東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所フェロー等規程

〔平成20年3月13日〕
規 則 第60号

改正 平成23年10月13日規則第46号
平成26年6月12日アジア・アフリカ言語文化研究所規則第1号
平成27年3月12日アジア・アフリカ言語文化研究所規則第14号
令和4年6月16日アジア・アフリカ言語文化研究所規則第1号
令和5年1月19日アジア・アフリカ言語文化研究所規則第8号
令和5年12月14日アジア・アフリカ言語文化研究所規則第11号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所（以下「研究所」という。）規程第13条第2項に基づき、フェロー等に関し、必要な事項を定める。

(区分)

第2条 フェロー等の区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) フェロー 研究所の専任教員と共同して研究に従事する学術研究機関の教授（名誉教授を含む。）、准教授、講師、助教又はこれに相当する研究実績を有すると認められる者
- (2) ジュニア・フェロー 区分制の博士後期課程単位修得退学者、一貫制の博士課程単位修得退学者、博士学位取得者、又はこれと同等の研究能力を有すると認められる者で、研究所の専任教員の支援のもとに研究所の共同研究活動に参画する者

(申請)

第3条 フェロー等を受け入れようとする研究所の専任教員は、原則として受け入れ開始日の1か月前までに、別に定める「フェロー等受入調書」により、所長に申請しなければならない。

- 2 フェローの申請はその回数を問わない。
- 3 ジュニア・フェローの申請は1回のみとする。

(承認)

第4条 所長は、前条に基づく申請があった場合は、企画運営委員会の議を経てこれを承認する。

(受入期間)

第5条 フェローの受入期間は、1か月以上3年以内とする。ただし、受入期間は通算で6年を超えないものとする。

- 2 ジュニア・フェローの受入期間は、1年とする。ただし、共同研究活動の継続を希望する者は、2回まで更新の申請をすることができる。更新申請の手続きは第3条第1項の規定を準用する。
- 3 フェロー等が、科学研究費補助金による研究計画に組織の一員として参画している場合で、受入期間の延長が必要な場合は、原則として期間満了日の1か月前までに、別に定める「フェロー等受入期間延長願」により、所長に願い出るものとする。ただし、フェロー等が東京外国語大学が受入機関である科学研究費補助金の代表者、又は研究所の

専任教員が代表者の科学研究費補助金の分担者となる場合に限る。

4 フェローは、前項に定める「フェロー等受入期間延長願」により延長した期間は、第1項に定める通算受入期間に含まれない。

5 所長は、フェロー等に違法行為や研究不正等、研究所の名誉を著しく毀損する行為があった場合、企画運営委員会の議を経て、受け入れを中止することができる。

(研究)

第6条 フェロー等は、研究計画に従い研究に従事する。

2 フェロー等は、従事する研究の成果を受入期間中に公開する。

(受入担当教員)

第7条 第3条に定める専任教員は、当該フェロー等の受入担当教員として、受入期間における活動について責任を持つ。

(給与等)

第8条 フェロー等には、給与及び研究に必要な経費は支給しない。

(施設等の利用)

第9条 フェロー等は、研究所の施設、文献、資料等をそれぞれの管理責任者の許可を得て利用することができる。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、研究所教授会の議を経て、所長が定める。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 国立大学法人東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所フェロー受け入れに関する申し合わせ（平成17年7月17日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成23年10月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和4年6月16日から施行する。

2 国立大学法人東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所フェロー等規程に関する申合せ（平成24年9月20日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年12月14日から施行する。